

土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例（残土条例）

～手続きに関するてびき～

八王子市まちなみ整備部開発指導課

目 次

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	2
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	7
別表（土砂等による土地の埋立て等事業の施行基準）	10
様式（第1号様式）～（第13号様式）	14
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の審査基準	37
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の運用基準	47
八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導基準	51
事前協議様式（第1号様式）～（第7号様式）	54
申請に対する処分の審査に係る標準処理期間について	62
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の手続きフロー図	63
提出図書一覧	64

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び切土について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土 砂 等 土地の埋立て等の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事 業 土砂等による土地の埋立て、盛土及び切土を行うことをいう。
- (3) 工 事 事業に係る工事をいう。
- (4) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (5) 事業主 自らその工事を施行する者又は工事の請負契約の注文者をいう。
- (6) 工事施行者 工事の請負契約の請負人をいう。
- (7) 土地所有者 事業区域内の土地の所有者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、法令の規定による許可又は認可に基づき行う事業を除き、次に掲げる事業について適用する。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上の事業（事業区域の面積が500平方メートル未満の事業で、当該事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する日前1年以内に事業が施行され、又は施行中の場合には、当該事業の事業区域の面積と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上となるものを含む。）
- (2) 土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1メートル以上となる事業（前号に掲げる事業を除く。）

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び工事施行者は、事業を施行するに当たり、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主及び工事施行者は、事業区域の土地周辺関係者に対し、当該事業の内容について事前に公開し、周知を図るとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(土地所有者の責務)

第4条の2 土地所有者は、事業が施行されることによる生活環境の悪化及び土砂等の流出又は崩壊その他の災害の発生の防止を図るため、その所有する土地の適正な維持管理に努めなければならない。

(土地所有者への情報提供)

第4条の3 市長は、事業主又は工事施行者に対し、この条例の規定による事業の許可の取消し又は勧告若しくは命令を行ったときは、その旨及び必要と認める情報を土地所有者に提供するものとする。

(事業の許可)

第5条 事業主は、事業を施行しようとするときは、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付することができる。

3 事業主は、第1項の許可を受けようとするときは、市規則で定めるところにより、事業を施行することについて、土地所有者の同意を得なければならない。許可を受けた後当該土地所有者が変更となった場合も、同様とする。

(事業の変更)

第6条 前条の許可を受けた事業主は、許可に係る事項を変更(市規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の基準)

第7条 市長は、第5条第1項又は前条第1項の規定による許可の申請があった場合においては、その申請に係る事業の計画及び施行方法について、次の各号に掲げる措置が講じられていると認めるときでなければ許可をしてはならない。

(1) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

(2) 事業区域及び周辺地域における自然環境の保全について必要な措置が講じられていること。

(3) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁その他公害の発生防止について必要な措置が講じられていること。

(4) いっ水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置が講じられていること。

2 前項の措置の基準(以下「施行基準」という。)は、市規則で定める。

(許可の譲渡の禁止)

第8条 第5条第1項又は第6条第1項の許可は、当該事業主についてのみ効力を有し、当該事業主は、これを第三者に譲渡してはならない。

(名義貸しの禁止)

第9条 第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた事業主(以下「許可を受けた事業主」という。)は、自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

(許可の承継)

第10条 許可を受けた事業主について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可を受けた事業主の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた事業主の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、事業主が偽りその他不正な手段により第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を受けたとき、第5条第3項後段の規定による同意を得ることができないとき、又は第8条若しくは第9条の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(工事施行者の届出)

第12条 許可を受けた事業主は、自ら工事を施行するとき、又は工事施行者を定めたときは、市規則で定めるところにより、当該工事に着手する前にその旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第13条 許可を受けた事業主は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があったときは、市規則で定めるところにより、変更の日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第14条 許可を受けた事業主は、事業の施行期間中市規則で定める標識を当該事業区域の見やすい場所に設置しなければならない。

(改善勧告)

第15条 市長は、許可を受けた事業主又は工事施行者(以下「許可を受けた事業主等」という。)が第5条第1項若しくは第6条第1項の許可又は第5条第2項若しくは第6条第2項において準用する第5条第2項の規定による当該許可に付された条件に違反して事業を施行しているときは、当該許可を受けた事業主等に対し、改善するよう勧告することができる。

(改善命令)

第16条 市長は、許可を受けた事業主等が前条の勧告を受けたにもかかわらず、当該許可に付された条件に違反して事業を施行しているときは、当該許可を受けた事業主等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第17条 市長は、事業主が第5条第1項若しくは第6条第1項の許可を受けず、又は許可を受けた事業主等が前条の改善命令に従わずに工事を施行しているときは、当該事業主又は許可を受けた事業主等に対し、当該工事の施行の停止を命ずることができる。

(原状回復等の命令)

第18条 市長は、事業主又は許可を受けた事業主等が前条の停止命令に従わないとき、又

は特に必要があると認められるときは、当該事業主又は許可を受けた事業主等に対し、原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(事業の完了)

第19条 許可を受けた事業主は、事業が完了したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、事業が施行基準に適合するかどうかを確認し、適合しないと認めるときは、許可を受けた事業主等に対し、期限を定めて必要な改善を命ずることができる。

(事業の中止及び廃止)

第20条 許可を受けた事業主は、第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた事業を中止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(土地所有者への防災工事命令)

第20条の2 市長は、事業区域内で、事業に伴う災害の発生のおそれが著しいと認められるときは、土地所有者に対し、相当の期間を定めて土砂等の搬出、排水施設又は調整池の設置、原地盤の段切り、地形の改良その他の災害の発生の防止を図るために必要な工事を命ずることができる。

(報告の徴収)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主、許可を受けた事業主等又は土地所有者に対し、工事の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主又は許可を受けた事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第23条 市長は、事業主又は許可を受けた事業主等が第16条から第18条まで又は第19条第2項(第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反し、生活環境の保全又は災害の防止を図るうえで重大な支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、土地所有者が第20条の2の規定による命令に違反したときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第6条第1項の規定による許可を受けないで事業を行った者

(2) 第16条、第17条、第18条又は第19条第2項(第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

2 第20条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条の規定に違反して標識を設置しない者

(2) 第19条第1項、第20条第1項又は第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第22条第1項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月19日条例第56号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月21日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年12月17日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年6月26日条例第45号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成3年八王子市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(土地所有者への情報提供)

第1条の2 条例第4条の3の規定による情報の提供は、土砂等による土地の埋立て等事業情報提供書(第1号様式)により行うものとする。

(事業の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする事業主は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書(第1号様式の2)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 申請者の委任状
- (3) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 土地所有者名簿
- (5) 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書の写し
- (6) 所有権以外の権利を有する者の同意を証する書類
- (7) 土地周辺関係者と事業主との協定書の写し
- (8) 事業主の印鑑登録証明書(事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書)
- (9) 位置図(縮尺 1/2,500)
- (10) 土地求積図(縮尺 1/500 ~ 1/50)
- (11) 土砂等の搬入経路図(縮尺 1/10,000 ~ 1/2,500)
- (12) 現況平面図及び断面図(縮尺 1/500 ~ 1/50)
- (13) 計画平面図及び断面図(縮尺 1/500 ~ 1/50)
- (14) 植栽計画図(縮尺 1/500 ~ 1/50)
- (15) 土量計算書
- (16) 現況排水平面図及び断面図(縮尺 1/500 ~ 1/50)
- (17) 計画排水平面図及び断面図(縮尺 1/500 ~ 1/50)
- (18) 調整池平面図及び構造図(縮尺 1/500 ~ 1/50)
- (19) 放流先水路流域図(縮尺 1/2,500)及び断面図(縮尺 1/250 ~ 1/100)
- (20) 流量計算書
- (21) 放流許可書の写し
- (22) 道路及び水路境界確定図の写し
- (23) 道路及び水路占用許可書の写し
- (24) 農地法(昭和27年法律第229号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他

法令の許可又は届出を必要とする場合は、当該許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し

(25) 防災計画書

(26) 現況の写真

(27) 一般有害物質の水質検査書

(28) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第5条第3項(条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による土地所有者の同意は、土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書(第2号様式の2。以下「同意書」という。)により得るものとし、事業主は、条例第5条第3項前段の場合にあっては前項の規定による申請の際に、条例第5条第3項後段の場合にあっては所有者の変更があった日から10日以内に、条例第6条第2項において準用する場合にあっては第4条第1項の申請の際に市長に同意書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による同意書の提出があったときは、土地所有者の同意を確認し、その旨を土砂等による土地の埋立て等事業施行同意確認通知書(第2号様式の3)により同意した者に通知するものとする。

(許可又は不許可の決定)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により許可又は不許可の決定をしたときは、土砂等による土地の埋立て等事業許可(不許可)決定通知書(第3号様式)により事業主に通知するものとする。

(事業の変更許可申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により許可に係る事項の変更の許可を受けようとする事業主は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書(第4号様式)の正本及び副本に、それぞれその内容を示す第2条各号に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において同条第1項中「前条」とあるのは「前項」と、同条第2項中「土砂等による土地の埋立て等事業許可(不許可)決定通知書(第3号様式)」とあるのは「土砂等による土地の埋立て等事業変更許可(不許可)決定通知書(第5号様式)」と読み替えるものとする。

(変更の許可を要しない軽微な変更)

第5条 条例第6条第1項に規定する市規則で定める軽微な変更は、事業の許可を受けた工事施行期間の変更で、その日数が許可を受けた日数の10分の1を超えないものとする。

(施行基準)

第6条 条例第7条第2項に規定する施行基準は、別表のとおりとする。

(許可の承継届)

第7条 条例第10条第2項の規定による許可の承継の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業許可承継届出書(第6号様式)により行うものとする。

(許可の取消し)

第7条の2 条例第11条の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書(第6号様式の2)により行うものとする。

(工事施行者の届出)

第8条 条例第12条の規定による工事施行者の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業工事施行者届出書(第7号様式)により行うものとする。

(変更の届出)

第9条 条例第13条の規定による事業主の変更の届出は、許可を受けた事業主の氏名等変更届出書(第8号様式)により行うものとする。

(標識の設置)

第10条 条例第14条に規定する市規則で定める標識は、事業掲示板(第9号様式)及び危険防止表示板(第10号様式)とする。

(改善勧告)

第10条の2 条例第15条の規定による改善の勧告は、土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書(第10号様式の2)により行うものとする。

(改善命令)

第10条の3 条例第16条の規定による必要な措置の命令は、土砂等による土地の埋立て等事業改善命令書(第10号様式の3)により行うものとする。

(停止命令)

第10条の4 条例第17条の規定による工事の施行の停止の命令は、土砂等による土地の埋立て等事業工事停止命令書(第10号様式の4)により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第10条の5 条例第18条の規定による原状回復等の措置の命令は、土砂等による土地の埋立て等事業原状回復等命令書(第10号様式の5)により行うものとする。

(事業完了の報告)

第11条 条例第19条第1項の規定による事業完了報告は、事業完了後10日以内に、土砂等による土地の埋立て等事業完了報告書(第11号様式)により行うものとする。

(事業の中止及び廃止の報告)

第12条 条例第20条第1項の規定による事業の中止又は廃止の報告は、土砂等による土地の埋立て等事業中止(廃止)報告書(第12号様式)により行うものとする。

(防災工事命令)

第12条の2 条例第20条の2の規定による必要な工事の命令は、土砂等による土地の埋立て等事業防災工事命令書(第12号様式の2)により行うものとする。

(報告の徴収)

第13条 条例第21条に規定するその他必要な事項は、土砂等の土質分析結果とする。

(身分証明書)

第14条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第13号様式)

によるものとする。

(違反事実の公表)

第15条 条例第23条の規定による違反した事実の公表は、公示、標識の設置その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月26日規則第5号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成8年3月29日規則第17号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月17日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月20日規則第69号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第43号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第21号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月14日規則第64号)

この規則は、令和3年6月14日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第6条関係)

[共通基準]

1 周辺対策

- ア 埋立地からの浸出水等により、水質汚濁が生じないよう対策を講ずること。
- イ 土砂等の流出の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにすること。

2 作業時間等

- ア 作業時間は、原則として午前9時から日没までとする。
- イ 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは、原則として作業を行わないこと。
- ウ 前2号の規定にかかわらず緊急を要する作業が発生したとき、又は関係機関から作業

時間等について特に指示があったときは、事業区域周辺及び搬入路の沿道の住民に周知を図り理解を求めて搬入すること。

3 交通対策

- ア 搬入路を指定する場合は、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署と協議すること。
- イ 搬入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登校時間帯における搬入車両の通行禁止等必要な措置を講ずること。
- ウ その他搬入路の状況に応じ関係機関と協議し、通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講ずること。

4 安全対策

- ア 事業区域内にみだりに人が立ち入るのを防止するため、原則として当該事業区域の全周囲に囲いを設けること。
- イ 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。
- ウ 出入口は、原則として1か所とし、当該出入口の構造は、施錠できるものとする。

5 保安距離

事業区域と隣接地との距離は、災害時に備え、十分な保安距離をとること。

6 事故対策

- ア 市民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。
- イ 地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え又はその機能を阻害することのないよう、必要に応じて事前調査を行う等適切な防護の措置を講ずること。
- ウ 工事施行中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置等必要な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告すること。

7 防災対策

- ア 工事施行中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。
- イ 万一災害が発生した場合は、責任をもって解決にあたること。

8 緑化対策

工事完了後、粉じん防止と合わせ、土地の現況又は地目に即した植栽を行うこと。

9 記録及び写真

工事全般にわたって、工事着手前、中間、完了等それぞれの時点で写真撮影を行い、これを編集して工事完了時に提出すること。

〔技術基準〕

1 埋立て及び盛土工

- ア 埋立て及び盛土の斜面勾配は、30度以下とすること。
- イ 埋立て及び盛土工事を行うときは、良質土をもって敷均しを行い、十分転圧し、締め固めすること。
- ウ 埋立て及び盛土工事を行うときは、状況に応じて地下暗渠を設置し、草木等があると

きは、これをすべて伐採除根すること。

エ 斜面状の地盤の上に盛土をするときは、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう原地盤には段切りをすること。

オ 高さ3メートル以上の埋立て及び盛土により斜面が生ずるときは、3メートルごとに幅1.5メートル以上の犬走りを設けること。

カ 埋立て及び盛土の高さは、事業区域の規模及び地形の状態等を勘案したものとする。

キ 犬走り及び土羽尻りには、雨水その他の地表水を排除するための排水施設を設置するとともに、当該施設が土砂等によって埋まらないように措置すること。

ク 斜面の崩壊を防止するため、筋芝埋込、シガラによる土留、吹付植生工等を行い、特に^{のり}法肩の処理については、十分注意すること。

ケ 斜面上端に続く地盤面の排水は、斜面方向に流さないようにし、当該地盤面の^{こう}勾配は、原則として2パーセント以上とすること。

コ ^{のり}法高が3メートル以上の場合においては、危険防止のため、原則として落石防止^{まく}柵を設けること。

2 切土工

ア 切土の斜面^{こう}勾配は、原則として35度以下とする。ただし、土質、地形等を十分に考慮すること。

イ 切土を行ったときは、その土質に応じた張芝工、種子吹付工、^は播種工等の斜面安定策を講ずること。

ウ 高さが5メートル以上の切土が生ずるときは、高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の犬走りを設けること。

エ 切土の高さは、事業区域の規模及び地形の状態等を勘案したものとする。

オ 犬走り及び土羽尻りには、雨水その他の地表水を排除するための排水施設を設置するとともに、当該施設が土砂等によって埋まらないよう措置すること。

カ 自然がけをがけ途中で切土するときは、切土をした後の表面に雨水その他の地表水が流れないように措置すること。

キ 危険防止のため、原則として落石防止^{まく}柵を設けること。

3 排水施設

ア 埋立て及び盛土等を施行する場合には、雨水及びその他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設を設置すること。

イ 排水施設は、その管渠等の^{きょ}勾配及び断面積が、その排除すべき雨水及びその他の地表水を支障なく流下させることができるようなものとする。

4 調整池

事業区域の規模及び地形の状態等を勘案し、必要に応じて設置すること。

5 既設排水路

ア 下流水路及び放流先水路が未整備の場合は、原則として流域等を勘案のうえ、埋立て

等による影響が及ぶ範囲まで必要な措置を講ずること。

イ 現況排水先以外の水路へ放流する場合は、その水路の排水能力、水質等を勘案し下流に及ぼす影響を検討のうえ、必要な措置を講ずること。

ウ 放流先水路がゴミ、土砂等により、流水阻害されている場合は、放流による影響範囲まで浚渫^{しゅんせつ}等の措置を講ずること。

エ 放流については、関係権利者と十分に協議すること。

6 擁壁工

ア 擁壁は、鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り又は間知石^{はん}練積造り等とすること。

イ 水路、河川及び田畑等に接して設ける擁壁は、水路底、河床等から根入れ深さ等について、十分安全性を確かめること。

ウ 鉄筋コンクリート造り又は無筋コンクリート造りの擁壁を設置するときは、構造計算により、その安全性を確かめること。

エ 擁壁の高さは、原則として1.8メートル以下とすること。

第1号様式（第1条の2関係）

土砂等による土地の埋立て等事業情報提供書

第 年 月 日
号

土地所有者
住所
氏名 様

八王子市長 印

あなたが所有する八王子市 [] の土地で
が行っている 事業について、八王子市土砂等による土地の
埋立て等の規制に関する条例第 条 の規定に基づき、 したので
情報提供いたします。

事業区域の所在地	
面積	m ²
提供する情報	

第1号様式の2（第2条関係）（表）

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

実印

（ 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条の規定により事業の許可を受けたいので、下記の関係書類及び図面を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 申請者の委任状
- 3 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 4 土地所有者名簿
- 5 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書の写し
- 6 所有権以外の権利を有する者の同意を証する書類
- 7 土地周辺関係者と事業主との協定書の写し
- 8 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
- 9 位置図（縮尺 1/2,500）
- 10 土地求積図（縮尺 1/500～1/50）
- 11 土砂等の搬入経路図（縮尺 1/10,000～1/2,500）
- 12 現況平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- 13 計画平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- 14 植栽計画図（縮尺 1/500～1/50）

第1号様式の2（第2条関係）(裏)

- 1 5 土量計算書
- 1 6 現況排水平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- 1 7 計画排水平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- 1 8 調整池平面図及び構造図（縮尺 1/500～1/50）
- 1 9 放流先水路流域図（縮尺 1/2,500）及び断面図（縮尺 1/250～1/100）
- 2 0 流量計算書
- 2 1 放流許可書の写し
- 2 2 道路及び水路境界確定図の写し
- 2 3 道路及び水路占用許可書の写し
- 2 4 農地法、森林法その他法令の許可又は届出を必要とする場合は、当該許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し
- 2 5 防災計画書
- 2 6 現況の写真
- 2 7 一般有害物質の水質検査書
- 2 8 その他

第2号様式（第2条関係）

事業計画書

事業主の住所及び氏名 〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
事業名及び事業の目的	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
工事概要	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所及び種類	
搬入量（全体）	m ³
搬入量（1日当たり）	m ³
車両台数（1日当たり）	台
使用機械の種類及び台数	
跡地利用	
防災対策	
生活環境の保全対策	
その他	

第2号様式の2（第2条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書

年 月 日

八王子市長

殿

土地所有者

住 所

氏 名

実印

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、私の所有する八王子市〔 〕の土地に
 において 〔 〕が行う八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する
 条例に基づく下記の事業を施行することについて同条例の目的を理解し、土地所有者と
 しての責務を確認して同意いたします。

記

事業名及び事業の目的	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等の全体搬入量	m ³
添付書類	印鑑登録証明書・公図の写・隣接土地所有者の一覧表・ 所有者が変更になったことを証する書面
所有者変更日	年 月 日

裏面参照

〔参 考〕

「八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」より抜粋

（土地所有者の責務）

第4条の2 土地所有者は、事業が施行されることによる生活環境の悪化及び土砂等の流出又は崩壊その他の災害の発生の防止を図るため、その所有する土地の適正な維持管理に努めなければならない。

（土地所有者への防災工事命令）

第20条の2 市長は、事業区域内で、事業に伴う災害の発生のおそれが著しいと認められるときは、土地所有者に対し、相当の期間を定めて土砂等の搬出、排水施設又は調整池の設置、原地盤の段切り、地形の改良その他の災害の発生の防止を図るために必要な工事を命ずることができる。

（罰則）

第25条

2 第20条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第2号様式の3（第2条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業施行同意確認通知書

第 号
年 月 日

土地所有者
住 所
氏 名 様

八王子市長 印

あなたが所有する八王子市 [] の土地について
年 月 日付で提出された「土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書」
は 年 月 日付をもって許可権者としてその同意を確認いたしましたので
通知します。

市長は、事業区域内で、事業に伴う災害の発生のおそれが著しいと認められるときは、土地所有者に対し、相当の期間を定めて土砂等の搬出、排水施設又は調整池の設置、原地盤の段切り、地形の改良その他の災害の発生の防止を図るために必要な工事を命ずることがあります。この命令に違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

第3号様式(第3条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業 許 可 決定通知書
不許可

第 号
年 月 日

事業主

住 所
氏 名 様

八王子市長 印

年 月 日付で許可申請のあった事業(埋立て、盛土、切土)については、

許 可
不許可 の決定をしたので通知します。

1 許可の条件

2 理 由

- (1)この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- (2)この決定については、この決定((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3)(1)の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- (4)(2)の場合において、この決定((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式(第4条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

実印

(法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付 第 号で許可を受けた事業について、下記
のとおり変更したいので、関係書類及び図面を添えて、八王子市土砂等による土地の埋
立て等の規制に関する条例第6条第1項の規定により申請します。

記

変 更 事 項		変 更 前	
		変 更 後	
変 更 の 理 由			

第5号様式(第4条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業変更 許 可 決定通知書
不許可

第 号
年 月 日

事業主

住 所
氏 名 様

八王子市長 印

年 月 日付で変更許可申請のあった事業(埋立て、盛土、切土)については、

変更 許 可 の決定をしたので通知します。
不許可

1 許可の条件

2 理 由

- (1)この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- (2)この決定については、この決定((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3)(1)の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- (4)(2)の場合において、この決定((1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第6号様式（第7条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業許可承継届出書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

実印

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業の許可を受けた事業主の地位を承継したので、八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

許 可 番 号 ・ 年 月 日	第 号 年 月 日
事 業 名	
事 業 区 域 の 所 在 地	
承 継 年 月 日	年 月 日
被 承 継 人	氏 名 又 は 名 称
	住 所 又 は 所 在 地
承 継 の 原 因	

第6号様式の2（第7条の2関係）

土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書

第 号
年 月 日

事業主

住 所
氏 名 様

八王子市長 印

あなたが八王子市〔 〕で
行っている 年 月 日付 第 号で許可した事業については、
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条の規定により、
年 月 日をもって許可を取り消す。

取消しの理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第7号様式(第8条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業工事施行者届出書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により
下記のとおり工事施行者の届出をします。

記

工事施行者

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕 住 所

氏 名

連絡先 昼

(電話) 夜

現場責任者

氏 名

連絡先 昼

(電話) 夜

第8号様式（第9条関係）

許可を受けた事業主の氏名等変更届出書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

実印

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

許可を受けた事業主について下記のとおり変更があつたので、八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条の規定により届け出ます。

記

許 可 番 号 ・ 年 月 日		第 号 年 月 日
事 業 名		
事 業 区 域 の 所 在 地		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

第9号様式(第10条関係)

事業掲示板

土砂等による土地の埋立て等の事業施行のお知らせ						
次のとおり土砂等の			事業を施行します。			
1 許可番号	第	号				
2 施行場所	八王子市		番	ほか		
3 面積			平方メートル			
4 事業期間	年	月	日から	年	月	日まで
5 事業主	住所			連絡先	昼	
	氏名				夜	
6 工事施行者	住所			連絡先	昼	
	氏名				夜	
7 現場責任者	住所			連絡先	昼	
	氏名				夜	

120 センチメートル以上

100 センチメートル以上

第10号様式(第10条関係)

危険防止表示板

<p style="text-align: center;">あぶない ちかよらないこと。</p> <p>事業主 住所 氏名 電話</p>	<p style="text-align: center;">あぶない このちかくで あそばないこと。</p> <p>事業主 住所 氏名 電話</p>
---	---

80 センチメートル以上

60 センチメートル以上

60 センチメートル以上

80 センチメートル以上

第10号様式の2（第10条の2関係）

土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書

第 年 月 日 号

様

八王子市長 印

あなたが八王子市〔 年 月 日付 第 号で許可した事業については、
行っている 年 月 日付 第 号で許可した事業については、
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条の規定により、改善
するよう勧告する。

勧告の内容

勧告の理由

第10号様式の3（第10条の3関係）

土砂等による土地の埋立て等事業改善命令書

第 号
年 月 日

様

八王子市長

印

あなたが八王子市〔 〕で
行っている 年 月 日付 第 号で許可した事業については、
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第16条の規定に基づき改善
するよう命ずる。

命令の内容

履行期限

命令の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第10号様式の4（第10条の4関係）

土砂等による土地の埋立て等事業工事停止命令書

第 号
年 月 日

様

八王子市長

印

あなたが八王子市〔 〕で
行っている 事業については、
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条の規定に基づき、直ちに当該工事の施行の停止を命ずる。

命令の内容

命令の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第10号様式の5（第10条の5関係）

土砂等による土地の埋立て等事業原状回復等命令書

第 号
年 月 日

様

八王子市長

印

あなたが八王子市〔 〕で
行っている 事業は、八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に
関する条例第18条の規定に基づき、直ちに 〔 〕の措置を講ずることを命ずる。

命令の内容

履行期限

命令の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第11号様式(第11条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業完了報告書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付 第 号で許可を受けた事業が完了したので、
八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条第1項の規定により
報告します。

記

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1 事業区域 | 八王子市 | 番ほか |
| 2 工事期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
| 3 工事完了年月日 | 年 月 日 | |
| 4 添付書類 | 工事記録、工事写真 | |

第12号様式（第12条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業 中止 報告書
 廃止

年 月 日

八王子市長 殿

事業主

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事業所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、事業を 中止 したので、八王子市土砂等による土地の埋立て等の
 廃止

規制に関する条例第20条第1項の規定により報告します。

記

許可番号・年月日	第 号 年 月 日
事業名	
事業区域の所在地	
中止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止年月日	年 月 日
理由	
添付書類	工事記録、工事写真

第12号様式の2（第12条の2関係）

土砂等による土地の埋立て等事業防災工事命令書

第 号
年 月 日

土地所有者
住 所
氏 名 様

八王子市長 印

あなたが所有する八王子市 [] は、
災害の発生のおそれが著しいと認められるので、八王子市土砂等による土地の埋立て等
の規制に関する条例第20条の2の規定に基づき防災工事を行うことを命令する。

命令の内容

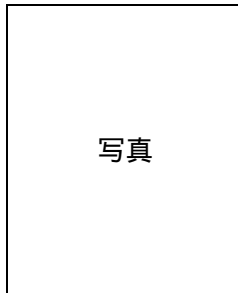
履行期限

命令の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1の場合において、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。
- 4 2の場合において、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 1 3 号様式 (第 1 4 条関係)

第 号 身 分 証 明 書



次の者は、八王子市土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例第 2 2 条第 1 項の規定により、立入検査をすることができる者であることを証する。

所属

氏名

年 月 日発行

八王子市長

印

八王子市土砂等による土地の埋立て等の

規制に関する条例の審査基準

本基準は、八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）及び八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の定めるところに従い、適正に許可等の審査を行うための基準を定めたものである。

許可申請に関する基準

規則第2条第1項

条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする事業主は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（第1号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 申請者の委任状
 - 許可申請等の手続きを代理人等に委任する場合に添付すること。
- (3) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - 土地の登記事項証明書は、許可申請時に発行から3か月未満のものであること。
 - 公図の写しは、事業区域及び周辺区域を含んだものであること。
 - 公図の写しには、一筆ごとに地番、権利者、地目及び公簿面積を記入すること。
 - 公図の写しには、事業区域を赤線で囲むこと。
- (4) 土地所有者名簿
- (5) 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書の写し
 - 事業主と土地所有者が異なる場合に添付すること。
- (6) 所有権以外の権利を有する者の同意を証する書類
 - 事業区域の土地について、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権又は賃借権等の権利を有する者がある場合はその者の同意を証する書類を、土地が保全処分の対象になっている場合はその保全処分を行った者の同意を証する書類をそれぞれ添付すること。
- (7) 土地周辺関係者と事業主との協定書の写し
 - 事業を行うにあたり、土地周辺関係者と協定を締結した場合にその写しを添付すること。
- (8) 事業主の印鑑登録証明書（事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書）
 - 許可申請時に発行から3か月未満のものであること。

- (9) 位置図（縮尺 1/2,500）
- (10) 土地求積図（縮尺 1/50 ~ 1/500）
- 事業区域を実測したもので、平面図に記入すること。
- (11) 土砂等の搬入経路図（縮尺 1/2,500 ~ 1/10,000）
- 一般道を搬入路として指定する場合に添付すること。
 - 必要な場合は、交通誘導員を配置する箇所を記入すること。
- (12) 現況平面図及び断面図（縮尺 1/50 ~ 1/500）
- 断面図は 20メートル間隔以内の測点に作成すること。
- (13) 計画平面図及び断面図（縮尺 1/50 ~ 1/500）
- 断面図は 20メートル間隔以内の測点に作成すること。
 - 計画平面及び断面図は、計画がわかるように現況図に重ねて作成すること。
- (14) 植栽計画図（縮尺 1/50 ~ 1/500）
- (15) 土量計算書
- (16) 現況排水平面図及び断面図（縮尺 1/50 ~ 1/500）
- 排水先の排水施設の断面図を添付すること。
- (17) 計画排水平面図及び断面図（縮尺 1/50 ~ 1/500）
- 断面図は排水施設の構造が分かるものを作成すること。
- (18) 調整池平面図及び構造図（縮尺 1/50 ~ 1/500）
- 構造物については構造図を作成することとするが、一般的な JIS 規格品等を使用する場合は省略することができる。
- (19) 放流先水路流域図（縮尺 1/2,500）及び断面図（縮尺 1/100 ~ 1/250）
- 放流許可が必要な場合に添付すること。
- (20) 流量計算書
- 放流許可が必要な場合に添付すること。
- (21) 放流許可書の写し
- 放流許可が必要な場合に添付すること。
- (22) 道路及び水路境界確定図の写し
- 事業区域内に道路及び水路がある場合に添付すること。
- (23) 道路及び水路占用許可書の写し
- 道路及び水路の占有がある場合に添付すること。
- (24) 農地法、森林法その他法令の許可又は届出を必要とする場合は、当該許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し
- 他法令の許可又は届出を必要とする場合に、その写しが必要な書類は次のとおりとする。
農地法第 4 条及び第 5 条に規定する、市街化調整区域内農地の転用許可申請に対して交付される許可指令書又は市街化区域内農地の転用届出に対して交付される受理通知書

森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書（1ヘクタール以下）を受理した旨を証する書類

自然公園法第20条第3項各号に規定する行為を行う場合の許可申請（特別地域）に対して交付される許可書又は同法第33条第1項各号に規定する行為を行う場合の届出（普通地域）を受理した旨を証する書類

首都圏近郊緑地保全法第7条第1項各号に規定する行為をする場合の届出を受理した旨を証する書類

東京都自然公園条例第12条第1項各号に規定する行為をする場合の許可申請（特別地域）に対して交付される許可書又は同条例第13条第1項各号に規定する行為をする場合の届出（普通地域）を受理した旨を証する書類

(25) 防災計画書

- 工事期間が3か月を超える場合に添付すること。

(26) 現況の写真

- 事業区域及び周辺の現況がわかるように撮影すること。

(27) 一般有害物質の水質検査書

- 市長が特に必要と認めたときに添付すること。

(28) その他

- 市長が特に必要と認めたときは、その指示に従い添付すること。

規則第2条第2項

条例第5条第3項(条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による土地所有者の同意は、土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書(第2号様式の2。以下「同意書」という。)により得るものとし、事業主は、条例第5条第3項前段の場合にあつては前項の規定による申請の際に、条例第5条第3項後段の場合にあつては所有者の変更があつた日から10日以内に、条例第6条第2項において準用する場合にあつては第4条第1項の申請の際に市長に同意書を提出しなければならない。

- 土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書は、規則第2条第1項第4号に規定する土地所有者名簿に添付すること。

許可に関する基準

条例第7条

市長は、第5条第1項又は前条第1項の規定による許可の申請があつた場合においては、その申請に係る事業の計画及び施行方法について、次の各号に掲げる措置が講じられていないと認めるときでなければ許可をしてはならない。

- (1) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障が生

- じないよう必要な措置が講じられていること。
- (2) 事業区域及び周辺地域における自然環境の保全について必要な措置が講じられていること。
- (3) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁その他公害の発生防止について必要な措置が講じられていること。
- (4) いっ水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置が講じられていること。
- 2 前項の措置の基準（以下「施行基準」という。）は、市規則で定める。

規則第6条

条例第7条第2項に規定する施行基準は、別表のとおりとする。

- 規則別表（P10～13）に以下の解説を加え、「土砂等による土地の埋立て等事業の施行基準」とする。

～土砂等による土地の埋立て等事業の施行基準～

〔共通基準〕

10 周辺対策

- ア 埋立地からの浸出水等により、水質汚濁が生じないよう対策を講ずること。
- イ 土砂等の流出の防止対策を講じ、周辺的生活環境を損なわないようにすること。

11 作業時間等

- ア 作業時間は、原則として午前9時から日没までとする。
- イ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までは、原則として作業は行わないこと。
- ウ 前2号の規定にかかわらず緊急を要する作業が発生したとき、又は関係機関から作業時間等について特に指示があったときは、事業区域周辺及び搬入路の沿道の住民に周知を図り理解を求めて搬入すること。

12 交通対策

- ア 搬入路を指定する場合は、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署と協議すること。
- イ 搬入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登校時間帯における搬入車両の通行禁止等必要な措置を講ずること。
- ウ その他搬入路の状況に応じ関係機関と協議し、通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置及び安全施設の設置等必要な措置を講ずること。

13 安全対策

- ア 事業区域内にみだりに人が立ち入るのを防止するため、原則として当該事業区域の全周囲に囲いを設けること。
- イ 囲いの構造は、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。
- ウ 出入口は、原則として1か所とし、当該出入口の構造は、施錠できるものとする。

1.4 保安距離

事業区域と隣接地との距離は、災害時に備え、十分な保安距離をとること。

- 災害の防止のための十分な保安距離とは、事業区域と隣接地や周辺の地形により異なるが、原則として1メートル以上とすること。

1.5 事故対策

- ア 市民の生命及び財産に対する危害、迷惑を防止するため、必要な措置を講ずること。
- イ 地上及び地下工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え又はその機能を阻害することのないよう、必要に応じて事前調査を行う等適切な防護の措置を講ずること。
- ウ 工事施行中、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置等必要な措置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく報告すること。

1.6 防災対策

- ア 工事施行中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めること。
- イ 万一災害が発生した場合は、責任を持って解決にあたること。

1.7 緑化対策

工事完了後、粉じん防止と合わせ、土地の状況又は地目に即した植栽を行うこと。

- 植栽は、事業区域の全域に^{わた}って行うこと。
- 植栽には、事業区域の過半を占める樹種を用い、事業区域に樹種がない場合（田・畑・草地等）は、事業区域周辺の過半を占める樹種を用いること。
- 犬走り及び法面における植栽については、原則として、低木類の植栽若しくは種子の吹付け又は低木類の植栽及び種子の吹付けの併用とし、その状況に応じて市長と十分協議して行うこと。
- 市街化区域内の駐車場・資材置場等の平場における植栽については、次のとおりとする。

隣接地との高低差が少ない場合には隣地界から内側へ幅3メートルの植栽帯を、法面がある場合には法面及び法肩又は法尻から内側へ幅3メートルの植栽帯をそれぞれ設けること。植栽帯には、樹高が2メートル以上（植栽時）の苗木を植えること。

犬走り及び法面における植栽及び種子の吹付け等については、その状況に応じて市長と十分協議して行うこと。

1 8 記録及び写真

工事全般にわたって、工事着手前、中間、完了等それぞれの時点で写真撮影を行い、これを編集して工事完了時に提出すること。

〔技術基準〕

1 埋立て及び盛土工

ア 埋立て及び盛土の斜面勾配は、30度以下とすること。

イ 埋立て及び盛土工事を行うときは、良質土をもって敷均しを行い、十分転圧し、締め固めすること。

- 転圧については、一層当たりの仕上がり厚さを30センチメートル程度とする。しかし、跡地を農地として使用する場合は、地盤面から深さ1メートル以内についてはこの限りではない。
- 良質土とは、「発生土利用基準について」(国土交通省通達；平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)で第1種～第3種建設発生土に土質区分されるものをいう。

ウ 埋立て及び盛土工事を行うときは、状況に応じて地下暗渠を設置し、草木等があるときは、これを全て伐採除根すること。

- 沢筋や湧水の恐れのある箇所に盛土や埋土を行う場合には、地下暗渠を必ず設置すること。また、必要な場合は地下排水層を設けること。

エ 斜面状の地盤の上に盛土をするときは、盛土をする前の地盤を盛土とが接する面がすべり面とならないよう原地盤には段切りをすること。

- 斜面状の地盤とは15度以上の傾斜地をいい、盛土を行う場合は段切工を行うこと。段切りは、水平方向に1メートル以上、鉛直方向に50センチメートル以上の階段状に行うこと。

オ 高さ3メートル以上の埋立て及び盛土により斜面が生ずるときは、3メートルごとに幅1.5メートル以上の犬走りを設けること。

- 犬走りは、高さ3メートルごとに幅1.5メートル以上を設けるが、高さ9メートルごとには幅6メートル以上設けること。

カ 埋立て及び盛土の高さは、事業区域の規模及び地形の状態等を勘案したものとする。

- 盛土の高さは、周辺の景観と雨水流域を考慮して決定すること。

キ 犬走り及び土羽尻りには、雨水その他の地表水を排除するための排水施設を設置するとともに、当該施設が土砂等によって埋まらないように措置すること。

ク 斜面の崩壊を防止するため、筋芝埋込、シガラによる土留、吹付植生工等を行い、特

に法肩^{のり}の処理については、十分注意すること。

ケ 斜面上端に続く地盤面の排水は、斜面方向に流さないようにし、当該地盤面の勾配^{こう}は、原則として2パーセント以上とすること。

コ 法高^{のり}が3メートル以上の場合においては、危険防止のため、原則として落石防止柵^{さく}を設けること。

2 切土工

ア 切土の斜面勾配^{こう}は、原則として35度以下とする。ただし、土質、地形等を十分に考慮すること。

- 勾配は、原則として35度以下とするが、土質調査により地質が明らかになった場合は、表の勾配以下とすることができる。ただし、周囲の状況を見て判断すること。

表

土 質	擁壁を要さない勾配の上限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60度
風化の著しい岩	40度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	35度

イ 切土を行ったときは、その土質に応じた張芝工、種子吹付工、播種工^は等の斜面安定策を講ずること。

ウ 高さが5メートル以上の切土が生ずるときは、高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の犬走りを設けること。

- 犬走りは、高さ15メートルごとには幅3メートル以上設けること。

エ 切土の高さは、事業区域の規模及び地形の状態等を勘案したものとする。

オ 犬走り及び土羽尻りには、雨水その他の地表水を排除するための排水施設を設置するとともに、当該施設が土砂等によって埋まらないよう措置すること。

カ 自然がけをがけ途中で切土するときは、切土をした後の表面に雨水その他の地表水が流れないように措置すること。

キ 危険防止のため、原則として落石防止柵^{さく}を設けること。

3 排水施設

ア 埋立て及び盛土等を施行する場合には、雨水及びその他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設を設置すること。

- 雨水排水施設の計画に用いる雨水流出量は、次の合理式（ラショナル式）を用いて算出すること。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数
r : 設計降雨強度 (mm / hr)
A : 集水区域の流域面積 (ha)

流出係数は、土地の形状を考慮し、次の値を用いること。

平地の耕地 0.4

丘陵地の裸地 0.9

設計降雨強度は、5年確率で想定される降雨強度とすること。

$$\text{参考公式} \quad r = \frac{1200}{T^{2/3} + 5.0}$$

r : 設計降雨強度 (mm / hr)

T : 到達時間 (min)

到達時間は、大規模な開発を除き10分とすること。

- 雨水地下浸透施設を設ける場合は、雨水浸透ます・雨水浸透トレンチ等を設置し、事業区域の雨水が地下浸透できる構造とすることについて、十分に配慮すること。
- 雨水浸透ます・雨水浸透トレンチ等を設置する場合は、地下水の汚染を防止するため、礫層への直接浸透をさけた構造のものとする。

イ 排水施設は、その管渠等の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水及びその他の地表水を支障なく流下させることができるようなものとする。

- 排水施設の流量は、次の式を用いて算出すること。

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m³ / sec)

A : 流水断面積 (m²)

V : 平均流速 (m / sec)

平均流速は、次の Manning 式を用いて算出すること。なお、開渠の場合は、8割水深で計算すること。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V : 平均流速 (m / sec)

n : 粗度係数

R : 径深 (m)

I : 勾配

粗度係数は、次の値を用いること。

コンクリート管 0.013

塩ビ管 0.010

素掘りの開渠 0.025

径深は、次の式を用いて算出すること。

$$R = A / P$$

R : 径深 (m)

A : 流水断面積 (m²)

P : 潤辺長 (m)

4 調整池

事業区域面積の規模及び地形の状態等を勘察し、必要に応じて設置すること。

- 調整池は、放流先の水路の流下能力により、流出量を調整する必要がある場合に設置すること。
- 調整池を設置する場合は、30年確率で想定される降雨強度に対して、放流許可量に調節できる機能を有すること。
- 調整池の設置位置は、地形・地質及び基礎地盤について十分考慮し計画すること。また、特に盛土の構造に影響を与えないように注意して計画すること。
- 調整池の洪水調整方式は原則として自然放流方式によること。
- 調整池の必要調節容量は、次の式により算出することができる。

$$V = (r_{30} - r_c / 2) \cdot 60 \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot 1 / 360 + V_1$$

V : 必要調節容量 (m³)

r₃₀ : 30年確率降雨強度 (mm / hr)

r_c : 許容放流量に対応する降雨強度 (mm / hr)

t_i : 任意の降雨継続時間 (min)

f : 開発後の流出係数

A : 流域面積 (ha)

V₁ : 計画土砂堆積量 (m³)

ア 設計降雨強度は、30年確率で想定される降雨強度とすること。

$$\text{参考公式 } r_{30} = \frac{1800}{T^{2/3} + 4.5}$$

r₃₀ : 降雨強度 (mm / hr)

T : 降雨継続時間 (min)

イ 流出係数は、土地の形状を考慮し、次の値を用いること。

平地の耕地 0.4

丘陵地の裸地 0.9

ウ 計画土砂堆積量は、1.5 m³ / ha / 年を標準とし、維持管理上10年間を算定基準とすること。

- 放流管は、許可放流量を上回らないようにオリフィスの断面形状等を決定すること。なお、オリフィスの設計は、次の式を用いて算出することができる。

$$Q = C \cdot a \cdot (2 \cdot g \cdot h)^{1/2}$$

Q : 許容放流量 (m³ / sec)

- C : 流量係数 0.6
a : オリフィスの断面積 (m²)
g : 重力加速度 (9.8 m / sec)
h : オリフィスの中心からの高水位までの高さ (m)

5 既設排水路

- ア 下流水路及び放流先水路が未整備の場合は、原則として流域等を勘案のうえ、埋立て等による影響が及ぶ範囲まで必要な措置を講ずること。
- イ 現況排水先以外の水路へ放流する場合は、その水路の排水能力、水質等を勘案し下流に及ぼす影響を検討のうえ、必要な措置を講ずること。
- ウ 放流先水路がゴミ、土砂等により、流水阻害されている場合は、放流による影響範囲まで浚渫等の措置を講ずること。
- エ 放流については、関係権利者と十分に協議すること。
- 放流にあたっては、放流先管理者の放流承認を取り、その写しを添付すること。
 - 放流先の水路の流下能力を算出する場合は、放流点や下流の断面を調査し管理者と協議し決定すること。

6 擁壁工

- ア 擁壁は、鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り又は間知石練積造り等とすること。
- 擁壁は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年1月30日政令第16号)第7条、第8条及び第10条を遵守した構造のものとする。
- イ 水路、河川及び田畑等に接して設ける擁壁は、水路底、川床等から根入れ深さ等について、十分安全性を確かめること。
- 擁壁は、岩盤に接着する場合を除き、原則として35センチメートル以上の根入れ深さをとること。また、水路及び河川等に接して設ける場合は、原則として水路底、川床等から80センチメートル以上の根入れ深さをとり、十分安全性を確かめること。
- ウ 鉄筋コンクリート造り又は無筋コンクリート造りの擁壁を設置するときは、構造計算により、その安全性を確かめること。
- エ 擁壁の高さは、原則として1.8メートル以下とすること。

八王子市土砂等による土地の埋立て等の

規制に関する条例の運用基準

本基準は、八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）及び八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を運用し、適正な執行を行うための基準を定めたものである。

用語の定義

条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 土砂等 | 土地の埋立て等の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。 |
| (2) 事業 | 土砂等による土地の埋立て、盛土及び切土を行うことをいう。 |
| (3) 工事 | 事業に係る工事をいう。 |
| (4) 事業区域 | 事業を施行する土地の区域をいう。 |
| (5) 事業主 | 自らその工事を施行する者又は工事の請負契約の注文者をいう。 |
| (6) 工事施行者 | 工事の請負契約の請負人をいう。 |
| (7) 土地所有者 | 事業区域内の土地の所有者をいう。 |

1 条例第2条第1号に規定する土砂等について、砂・砂利及び真砂土等に建設廃材（コンクリート破片・アスファルト破片・金属くず及び木くず等）が混入されているものは、これを土砂等を含めない。

2 条例第2条第2号に規定する事業については、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2号に規定する事業とは、建設工事等から発生する余剰土の単なる捨て土事業（土地の利用目的を伴わない埋立て及び盛土）に限らず、他法令に該当しない駐車場・資材置場等の造成事業及び農地改良等を目的とした農地の埋立て事業をも含めた、土地の埋立て、盛土及び切土の事業をいう。
- (2) 現況農地として使用されている土地で盛土等を行う事業のうち、次の全てに該当する事業は、「農地の簡易な埋立て事業」として許可手続きを簡素化することができる。
 - ア 現況農地として使用されており、事業完了後も引き続き農地として使用する土地で行われるもの。
 - イ 事業面積が1,000平方メートル未満かつ盛土の高さが3メートル未満で、盛

土量が1,000立方メートル未満のもの。

ウ 工事期間が3か月以内で行われるもの。

3 条例第2条第4号に規定する事業区域の搬入路については、次のとおりとする。

- (1) 土砂等の発生元から事業区域までの間の通行に使用する国道、都道及び市道等の公道は、これを事業区域に含まない。
- (2) 公道から事業区域に至るまでの民地(宅地・農地・山林等)を通路として使用するときで、当該民地に係る伐採や整地等が行われる場合は、これを事業区域に含む。

条例の適用範囲

条例第3条

この条例は、法令の規定による許可又は認可に基づき行う事業を除き、次に掲げる事業について適用する。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上の事業(事業区域の面積が500平方メートル未満の事業で、当該事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する日前1年以内に事業が施行され、又は施行中の場合には、当該事業の事業区域の面積と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上となるものを含む。)
- (2) 土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1メートル以上となる事業(前号に掲げる事業を除く。)

1 条例第3条に規定する法令の規定による許可又は認可に基づき行う事業とは、次のものをいう。

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (2) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第16条第3項の規定に基づく認可又は同法第20条第3項若しくは第21条第3項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (5) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第4項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (6) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業

- (7) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (8) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の規定に基づく認可を受けて行う事業
- (9) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく認可を受けて行う事業
- (10) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認に係る道路に関する工事又は同法第91条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項の規定に基づく認可又は同法第76条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (12) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第2項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）又は第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (13) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (14) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (15) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第46条の規定に基づく認可を受けて行う事業
- (16) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項若しくは第55条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (17) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく認可を受けて行う事業
- (18) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項、第11条第1項若しくは第3項の規定に基づく認可又は同法第66条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (19) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (20) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可を受けて行う事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）附則第4条第1項又は同法附則第5条第1項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第15条第1項又は第15条の2の4第1項の許可を受けたもの

とみなされるものを含む。)

- (22) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項若しくは第37条第1項の規定に基づく認可又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (23) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認可を受けて行う事業
- (24) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条の規定に基づく許可を受けて行う事業
- (25) 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第47条第1項の規定に基づく許可を受けて行う事業

2 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業及び国又は地方公共団体等が行う事業については、次のとおりとする。

- (1) 災害復旧のための緊急的な防災工事は、土地所有者又は土地の管理者が自主的な意思に基づいて行うものであるため、許可手続きを義務付けるものとせず、必要に応じて安全のための行政指導のみを行う。
- (2) 国又は地方公共団体等が行う事業については、次に掲げる書類及び図面の提出を受け、協議のみを行うこととし、条例による審査は必要ないものとする。

事業計画書

位置図

土地求積図

土砂等の搬入経路

現況平面図及び断面図

計画平面図及び断面図

「等」とは、都市再生機構、東京都住宅供給公社及び八王子市住宅・都市整備公社をはじめ、公共性の高い団体を指し、その他については、公共性・事業内容・団体への出資割合等を考慮して判断する。

3 八王子市が行う土砂埋立て行為については、この条例を適用しない。

八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の

事前協議に関する指導基準

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）における手続きが円滑に進むことを目的として、次のとおり「事前協議に関する指導基準」を定めています。条例第5条第1項の規定による事業の許可申請（条例第6条第1項の規定による事業の変更許可申請を含む。）を行う場合は、条例に定める手続きの前に、以下の指導基準に従って事前協議を行ってください。

（目的）

第1条 この指導基準は、八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成3年八王子市条例第2号。以下「条例」という。）に定める事業の事前公開及び事前協議について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この指導基準において使用する用語の意義は、条例の例による。

（適用の範囲）

第3条 この指導基準は、条例第3条に規定する事業について適用する。

（事前公開）

第4条 事業主は、第7条に規定する事前協議を行う前に、当該事業内容について、次に掲げるところにより事前公開を行い、事業区域の周辺関係者に周知を図らなければならない。ただし、事業区域の面積が500平方メートル未満の事業については、これを省略することができる。

(1) 事業概要を記載した標識（事前協議第1号様式）及び土砂等の搬入経路を示した標識（事前協議第2号様式）の設置

(2) 事前説明会等の実施

（標識の設置）

第5条 前条第1号に規定する標識の設置期間は、第7条に規定する事前協議申出書を提出する日の10日以上前の日から事業が完了する日までとし、設置場所は、事業区域の出入口の見やすい場所及び市長が指示する場所とする。

（標識設置届）

第6条 事業主は、第4条第1号に規定する標識を設置したときは、速やかに標識設置届出書（事前協議第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（許可に係る事前協議）

第7条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする事業主は、当該許可申請の前に、その事業内容について、土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議申出書（事前

協議第4号様式。以下「事前協議申出書」という。)に、次に掲げる書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添えて提出し、市長と協議しなければならない。

- (1) 事業計画書(事前協議第5号様式)
- (2) 申請者の委任状
- (3) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 土地所有者名簿
- (5) 土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書の写し
- (6) 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書の写し
- (7) 所有権以外の権利を有する者の同意を証する書類の写し
- (8) 土地周辺関係者と事業主との協定書の写し
- (9) 位置図(縮尺1/2,500)
- (10) 土地求積図(縮尺1/50~1/500)
- (11) 土砂等の搬入経路図(縮尺1/2,500~1/10,000)
- (12) 現況平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
- (13) 計画平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
- (14) 植栽計画図(縮尺1/50~1/500)
- (15) 土量計算書
- (16) 現況排水平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
- (17) 計画排水平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
- (18) 調整池平面図及び構造図(縮尺1/50~1/500)
- (19) 放流先水路流域図(縮尺1/2,500)及び断面図(縮尺1/100~1/250)
- (20) 流量計算書
- (21) 現況の写真
- (22) 事前説明会等報告書(事前協議第6号様式)
- (23) 一般有害物質の水質検査書

一般有害物質の水質判定基準は、「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)」の「別表1 人の健康の保護に関する環境基準」による。

- (24) その他

2 前項の規定は、条例第6条第1項の規定による変更許可について準用する。

(協議会の審査)

第8条 市長は、前条の規定による事前協議申出書を受理したときは、次に掲げる事業にあっては、別に定める八王子市土砂等による土地の埋立て等事業協議会(以下「協議会」という。)の審査に付すものとする。

- (1) 事業区域の面積が3,000平方メートル以上の事業
- (2) 事業区域の面積が3,000平方メートル未満の事業で、市長が協議会の審査に付すことが必要であると認めたもの

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要と認める事業について、協議会の審査に付すことができる。

3 協議会は、前2項の審査結果について、市長に報告するものとする。

(事前協議完了の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による事前協議が整ったときは、土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議完了通知書(事前協議第7号様式。以下「事前協議完了通知書」という。)により、事業主に通知するものとする。

(事前協議完了通知書の添付)

第10条 第7条の規定による事前協議の手続きを経て行う条例第5条第1項の規定による許可申請(条例第6条第1項の規定による変更許可申請を含む。)は、前条の規定による当該事前協議完了通知書を添付して行うものとする。

(書類及び図面の提出部数)

第11条 第7条の規定による事前協議に必要な書類及び図面の提出部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、市長が指示する書類及び図面については、16部提出するものとする。

「農地の簡易な埋立て事業」について

条例の運用基準(P49～)に定める「農地の簡易な埋立て事業」については、この指導基準に従って事前協議のみを行い、事前協議の完了をもって、条例に定める手続きの完了と代えます。

農地の簡易な埋立て事業

現況農地として使用されている土地で、面積1,000平方メートル未満・盛土の高さ3メートル未満・盛土量1,000立方メートル未満・工事期間3か月以内で行われる事業で、事業完了後も引き続き農地として使用されるもの。

事前協議第1号様式

土砂等による土地の埋立て等の事業計画のお知らせ	
事業名及び事業の目的	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所及び種類	
搬入量(全体)	m ³
搬入量(1日当たり)	
車両台数(1日当たり)	
整地用機械の種類及び台数	台
跡地利用	
工事概要及び防災対策	
生活環境の保全対策	
その他	
標識設置年月日	年 月 日
<p>この標識は、八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導基準第4条第1号の規定により設置したものです。</p> <p>上記計画についてのお問い合わせは、下記連絡先まで御連絡ください。</p> <p>〔連絡先〕 事業主 住所 電話 氏名</p> <p> 施行者 住所 電話 氏名</p>	

表示板の大きさ 90 cm × 90 cm

〔備考〕 標識は、地面から標識の下端までの高さがおおむね1 mになるように設置すること。

土砂等の搬入経路図のお知らせ																	
標識設置年月日	年 月 日																
<p>このお知らせは、八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導基準第4条第1号の規定により設置したものです。</p> <p>上記計画についてのお問い合わせは、下記連絡先まで御連絡ください。</p> <table><tr><td>〔連絡先〕</td><td>事業主</td><td>住所</td><td>電話</td></tr><tr><td></td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td></td><td>施行者</td><td>住所</td><td>電話</td></tr><tr><td></td><td></td><td>氏名</td><td></td></tr></table>		〔連絡先〕	事業主	住所	電話			氏名			施行者	住所	電話			氏名	
〔連絡先〕	事業主	住所	電話														
		氏名															
	施行者	住所	電話														
		氏名															

掲示板の大きさ 90cm×90cm

- 〔備考〕 (1)経路を赤矢印により示すこと。
(2)方位を表示すること。

標識設置届出書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記の事業について、八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導基準第4条の規定により標識を設置したので、同指導基準第6条の規定により届け出ます。

記

1 標識設置年月日 年 月 日

2 標識の種類（計画概要、経路図の区分）

3 事業の名称

4 事業区域の所在地

5 事業区域の面積

6 施 行 者 住 所

氏 名

7 そ の 他

事前協議第4号様式

土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議申出書

年 月 日

八王子市長

殿

事業主

住 所

氏 名

実印

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導基準第7条の規定に基づき、下記の関係書類及び図面を添えて事前協議を申し出ます。

記

- (1) 事業計画書（事前協議第5号様式）
- (2) 申請者の委任状
- (3) 土地の登記簿謄本及び公図の写し
- (4) 土地所有者名簿
- (5) 土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書の写し
- (6) 事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書の写し
- (7) 所有権以外の権利を有する者の同意を証する書類の写し
- (8) 土地周辺関係者と事業主との協定書の写し
- (9) 位置図（縮尺 1/2,500）
- (10) 土地求積図（縮尺 1/500～1/50）
- (11) 土砂等の搬入経路図（縮尺 1/10,000～1/2,500）
- (12) 現況平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- (13) 計画平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- (14) 植栽計画図（縮尺 1/500～1/50）
- (15) 土量計算書
- (16) 現況排水平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- (17) 計画排水平面図及び断面図（縮尺 1/500～1/50）
- (18) 調整池平面図及び構造図（縮尺 1/500～1/50）

- (19) 放流先水路流域図（縮尺 1/2,500）及び断面図（縮尺 1/250～1/100）
- (20) 流量計算書
- (21) 現況の写真
- (22) 事前説明会等報告書（事前協議第 6 号様式）
- (23) 一般有害物質の水質検査書
- (24) その他

〔注意〕 提出した書類及び図面の番号に を付けて下さい。

事業計画書

事業主の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
事業名及び事業の目的	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
工事概要	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
土砂等の発生場所及び種類	
搬入量(全体)	m ³
搬入量(1日当たり)	m ³
車両台数(1日当たり)	台
使用機械の種類及び台数	
跡地利用	
防災対策	
生活環境の保全対策	
その他	

工事予定地の現況写真を別に添付すること。

事前説明会等報告書

年 月 日

八王子市長 殿

事業主

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記の事業について、八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導基準第 4 条第 2 号に基づき、事業区域の土地周辺関係者に事前説明会を行いましたので、同指導基準第 7 条第 1 項第 2 号に規定する報告書を提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の目的
- 3 事業区域の所在地
- 4 事業区域の面積
- 5 説明会の日時及び場所
- 6 説明者及び説明を受けた人（名簿）
- 7 説明の内容及びその他の記録（別紙）

土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議完了通知書

第 号
年 月 日

事業主

住 所

氏 名

様

八王子市長

印

年 月 日付で事前協議の申し出のありました事業について、下記のとおり事前協議が完了しましたので通知します。

記

申請に対する処分の審査に係る標準処理期間について

標準処理期間 70日

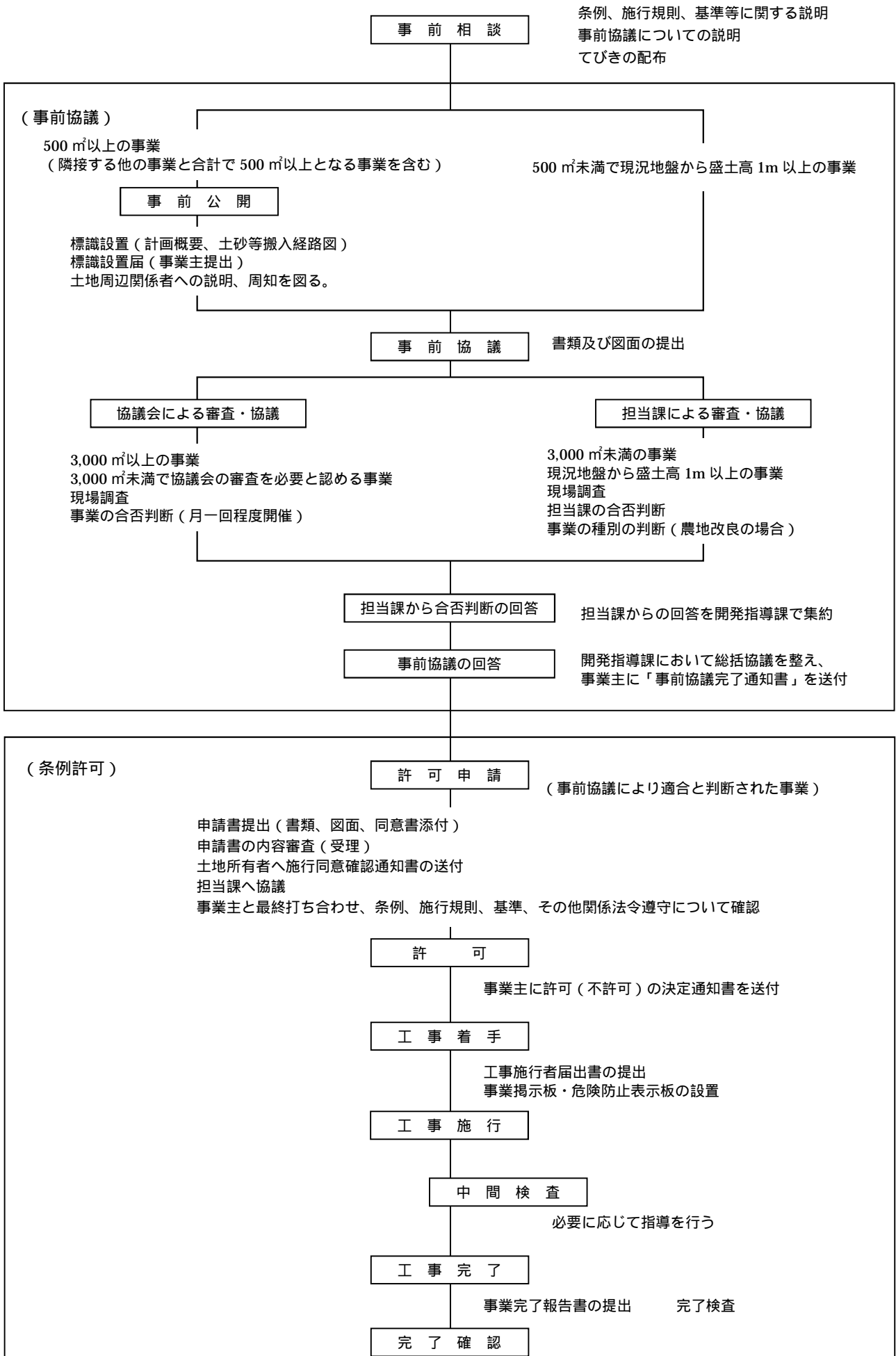
ただし、事前協議済の申請は10日とする。

(70日・10日は、補正に要する期間は含まず。)

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項(事業の許可)及び第6条第1項(事業の変更)の規定による許可又は変更の許可の申請に対する処分の審査に係る標準処理期間を70日と定めたものである。

ただし、八王子市土砂等による土地の埋立て等事業の事前協議に関する指導基準に基づいて事前協議を行い、事前協議完了通知書の添付された許可又は変更の許可の申請に対する処分の審査に係る標準処理期間は10日とする。

八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の手続きフロー図



提出図書一覧

事前協議 (指導基準)	許可申請 (施行規則)	提出書類及び図面
(1)	(1)	事業計画書(第2号様式又は事前協議第5号様式)
(2)	(2)	申請者の委任状
(3)	(3)	土地の登記事項証明書及び公図の写し
(4)	(4)	土地所有者名簿
(5)	(4の2)	土砂等による土地の埋立て等事業施行同意書(第2号様式の2)
(6)	(5)	事業主と土地所有者との土地の埋立て等に関する契約書の写し
(7)	(6)	所有権以外の権利を有する者の同意を証する書類
(8)	(7)	土地周辺関係者と事業主との協定書の写し
	(8)	事業主の印鑑登録証明書(事業主が法人にあっては、当該法人に係る印鑑証明書)
(9)	(9)	位置図(縮尺1/2,500)
(10)	(10)	土地求積図(縮尺1/50~1/500)
(11)	(11)	土砂等の搬入経路図(縮尺1/2,500~1/10,000)
(12)	(12)	現況平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
(13)	(13)	計画平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
(14)	(14)	植栽計画図(縮尺1/50~1/500)
(15)	(15)	土量計算書
(16)	(16)	現況排水平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
(17)	(17)	計画排水平面図及び断面図(縮尺1/50~1/500)
(18)	(18)	調整池平面図及び構造図(縮尺1/50~1/500)
(19)	(19)	放流先水路流域図(縮尺1/2,500)及び断面図(縮尺1/100~1/250)
(20)	(20)	流量計算書
	(21)	放流許可書の写し
	(22)	道路及び水路境界確定図の写し
	(23)	道路及び水路占用許可書の写し
	(24)	農地法、森林法その他法令の許可又は届出を必要とする場合は、当該許可書又は届出を受理した旨を証する書類の写し
	(25)	防災計画書
(21)	(26)	現況の写真
(22)		事前説明会等報告書(事前協議第6号様式)
(23)	(27)	一般有害物質の水質検査書
(24)	(28)	その他

土砂等による土地の埋立て等の
規制に関する条例（残土条例）
～手続きに関するてびき～

2021年6月30日 発行

八王子市まちなみ整備部開発指導課
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
TEL : 042-620-7262